

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 11 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 8 年 8 月 25 日(火) 14 時 30 分

開催場所 大分市府内町 1 丁目 5 番 38 号
コンパルホール 3 階 特別会議室 1

第23期大分海区漁業調整委員会第11回委員会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日(火) 14時30分

2. 開催場所 コンパルホール 3階 特別会議室1

3. 出席委員

須	川	直	樹
高	瀬	亮	子
渡	邊	英	敏
阿	部	義	広
渡	邊	満	晴
畠	中	順	子
濱	田	貴	史
岡	崎		都
桑	原	保	徳
鳴	海	美	代
本	庄		新
阿	部	貴	史 (会長、議長)
近	乗	美	信

欠席委員

笛	吹	理	絵
小	野	裕	佳

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、山田主幹、甲斐主任

漁業管理課 利光主事

4. 議事録署名委員 阿部義広、濱田貴史

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第4号議案 漁業権に係る漁場の適切かつ有効な利用に向けた勧告について

審議の結果	異議のない旨答申することにした
第 5 号議案	区画漁業権の免許について
審議の結果	異議のない旨答申することにした
第 6 号議案	周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書について
審議の結果	原案のとおり承認することにした

6. 審議概要

事務局長 (平川)	ただいまより、第 2 3 期第 1 1 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。 はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 1 5 名中 1 3 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということです。挨拶については省略させていただきたく存じます。 これより議事に入りたいと思いますが、事前に資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できなかったため議案書については、紙で用意しております。 それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。
議 長	議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。阿部義広委員と濱田委員をお願いします。 それでは議事に入ります。 第 1 号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」を審議します。 事務局から提案理由を説明してください。
事務局長	議案書の 2 ページをご覧ください。 第 1 号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご説明します。

現在発出している豊前海におけるあさりの採捕禁止等に関する委員会指示の有効期間が、本年9月30日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合代表理事組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和8年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

3ページは大分県漁業協同組合代表理事組合長から当委員会会長あての要望書の写しです。

要望内容は、記以下に記載のとおり、1点目は採捕できる期間の制限、2点目は採捕できるサイズの制限、3点目は試験研究等のための適用除外となっております。

それでは、委員会指示の内容について、告示案でご説明いたします。4ページをご覧ください。要望事項の1点目、採捕できる期間の制限に関する委員会指示告示第12号です。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」とし、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。

漢数字の一、禁止区域については、現行の委員会指示から変更はありませんので、図により説明します。6ページをご覧ください。点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び海岸線で囲まれた海域、つまり共同漁業権共第1号の漁場区域が禁止区域となります。

4ページに戻りまして、漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和8年10月1日から令和9年9月30日までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止します。また、ただし書きにおいて、10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止とします。

5ページをご覧ください。要望事項の2点目、採捕できるサイズの制限に関する委員会指示告示第13号です。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりかく長3センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」とします。漁業調整規則第42条において、アサリの採捕禁止サイズを殻長2.5センチメートル以下と定めていますが、資源保護のためさらに大きいサイズの3センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

ただし書きの試験研究の適用除外、漢数字の一の禁止区域及び漢数字の二の禁止期間は、告示第12号と同じです。

7ページから9ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針」を掲載しています。

9ページの下グラフは、大分県のアサリの漁獲量の推移を示しており、近年は極めて低い水準で推移していることが分かります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

本庄副会長

2点ほど教えてください。最近マスコミの報道でアサリが復活してきたという報道がされていますよね。

例えば、7月1日ですかね、豊前海で北部水産グループがかぶせ網を使って成果が出始めているという報道が合同新聞でありました。それから、テレビ各社で臼杵でも復活しているというニュースが流れました。それから、杵築ですね、アサリ復活プロジェクトをやっていて、これクラウドファンディングでやっているんですけど、私もそれにちょっと参加させてもらって、ここもですね、4センチを超えるようなものがかなり獲れているというような状況が生じています。

で、何が言いたいかというと、研究の成果とかでアサリの資源が回復してきたのかなということを事務局がもし把握されているなら教えてください。

もう一点は、過去のアサリの議事録を読んできたんですが、かなり前ですけども、何で春産卵は保護しないのかという質問が出ていました。今回稚貝の保護については、秋に産卵するものの保護だけなんですけども、ここらへんは今どういう風にお考えなのでしょうか。

事務局長

北部水産グループに直接確認したわけではないのですが、北部水産グループが実施しているかぶせ網ですとか、臼杵でもかぶせ網をされていますし、杵築でもかぶせ網をされていると思います。前々から、アサリ自体は生き残れるんですが、他の外敵だとか、ナルトビエイ等による食害とかですね、そういった被害を防

止することでアサリは成長はしていると。ただ、なかなか数が増えていけないので、保護をしてあげることでアサリが残っているという研究成果があったと思います。なので、それらを産卵母貝とすることでアサリ資源全体の復活に向けた取り組みを各地区でされているところです。ですが、保護していないところでのアサリ資源の復活というところまでは情報はまだ入ってきておりませんので、引き続きこういった取り組みが必要であると考えております。

昔からある、春の産卵を保護しないのかというお話についてなんですが、夏場非常に水温が上がると、夏場に干潟で気温が上がってしまうと、アサリというのは大きさによって潜る深さが決まっています、大体かく長の2倍で潜る深さが決まっていると言われています。なので、稚貝は浅いところにしか潜れていないので高水温の影響を受けやすいということから、春産卵というものはなかなか保護が難しい。なので、秋産卵の稚貝を保護することで翌年の漁獲サイズに至るまで保護していくことが効率的に良いという情報を聞いたことがありますので、そういったことで秋産卵の方を保護する取り組みを進めていると認識しています。

渡邊（英）委員

うちでも保護する目的でグループを作って、柳ヶ浦地区、長洲地区、和間地区で被覆ネット、それとネットに砂利と稚貝を入れて生育を促進しているところなんですが、ネットの方は自然種苗が入って入れたよりも量が増えるんですが、ネットの外にこぼれた分については生育が認められてないような状況ですので、さっきおっしゃられたように母貝としてある程度増やしていったって、それからまた方法を考えたらどうなのかというところで、継続していったって、その先を考えようというところです。

議 長

他にご意見もないようですので、第1号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」は原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

議 長

次に、第２号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の１０ページをご覧ください。

第２号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」説明します。

大分、愛媛、山口の３県で締結した「伊予灘における漁業に関する協定」に関連して毎年発出しているたちうお浮きはえなわ漁業の制限に関する委員会指示の有効期間が本年９月３０日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合代表理事組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、本年１０月１日から翌年９月３０日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

なお、たちうお浮きはえなわは、山口県では平成元年から、愛媛県では昭和５０年から、委員会指示により禁止されています。

１１ページをご覧ください。伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をまとめた表です。表の中段の太枠の部分が、本県のタチウオ浮きはえ縄漁業に関する事項です。山口・愛媛両県が、委員会指示で禁止している「たちうお浮きはえ縄漁業」への対応として、上段の波線を引いている部分、協定海域のうち東部海域については平成２５年１月１日以降、委員会指示により操業禁止とすることで調整が図られました。

下段は平成２５年１月１日までの暫定措置を表していますが、波線を引いている②については、協定発効に合わせて委員会指示により禁止することで調整が図られました。

１２ページに、大分県漁業協同組合代表理事組合長から当海区会長あての要望書の写しをつけています。

委員会指示の内容については、告示案で説明いたします。１４ページをご覧ください。

「漁業法第１２０条第１項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」とします。漢数字の一の禁止区域は現行の委員会指示から変更はありません。１６ページの赤く着色した海域が該当します。

１５ページをご覧ください。漢数字の二の禁止期間について

は、令和８年１０月１日から翌年９月３０日までの１年間として
います。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第２号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

本庄副会長

これも過去の議事録を見てきたんですけど、委員会指示で禁止している愛媛県において違反が多いという年が多々見られたような気がします。今はそういう状況にないでしょうか。

そもそも今タチウオの資源はどういう状況なのか把握されていれば教えてください。

事務局長

まず、１点目のたちうお浮きはえ縄に関する操業上のトラブルということなのですが、今たちうお浮きはえ縄を操業しているという情報はこちらには入ってきておりませんので、浮きはえ縄をめぐるトラブルは無いようです。

タチウオ資源の状況ですけども、去年ぐらいからですね上向き傾向にありまして、別府湾の南部から豊後水道にかけて例年より獲れていると情報がありますので、今年は良い漁になっているという話を聞いています。

須川委員

少し獲れている。国東の方も獲れている。ただ、フグが多い。だからワームを食いちぎったり、そういう漁業被害が出ている。

本庄副会長

フグというのはクロサバフグですか。

須川委員

そうです。

議 長

他にご意見もないようですので、第２号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」は、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第２号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

議 長

次に、第３号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長

議案書の１７ページをご覧ください。

第３号議案「知事許可漁業の制限措置及び許可の申請期間について」です。許可の有効期間の満了に伴う許可の更新について、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第５８条において読み替えて準用する法第４２条第３項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次の１８ページが知事からの諮問文です。

次の１９ページをご覧ください。１の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「２ 今回公示する予定の漁業の概要」です。

本日公示について諮問する許可は３種類ありますが、そのいずれも既存の許可の有効期間の満了に伴い、許可を更新するために制限措置を公示するものです。まず、それぞれの漁業の概要を説明いたします。

はじめに、表の一番上「うなぎ稚魚漁業」です。これは、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長１３センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

続いて、上から２段目、「棒受け網漁業」について説明します。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いわし・あじ・さば」です。

次に、上から３段目、「刺し網漁業」です。これは、水産動物の遊泳通過する場所を遮断するように網を張り、網目に刺させたり、絡ませたりして漁獲する漁法のうち、錨等で網具を移動しないように固定する「固定式刺し網漁業」を除いたものです。現在、網を潮流、風力等によって流して使用する「流し刺し網漁業」、魚群を包囲して目的物を網目に刺させたり、網地に絡ませて採捕する「まき刺し網漁業」及び「囲（かこい）刺し網漁業」の許可があります。主な漁獲対象種は「さわら」「まながつお」「きす」「くるまえび」などです。

次に、うなぎ稚魚漁業の操業区域の変更についてご説明します。この内容については、令和８年２月１３日に開催しました本委員会でも一度ご説明したところですが、期間が空いておりますので、再度ご説明します。

２０ページをご覧ください。まず、操業区域の変更要望の概要について説明します。現在、左側の図のとおり１５－１－２と１５－１－３の境界は大分市大字坂ノ市と本神崎の間になっていますが、このうち１５－１－２と１５－１－４の操業区域を拡大し、境界の位置を大分市関崎と愛媛県佐田岬を結んだ線まで移動させて欲しいという内容です。右側の図をご覧ください。青い点線がこれまでの境界ですが、これを右側の青い実線まで移動させるというものです。操業区域によっては、来遊するうなぎ稚魚が少ないため、操業区域を広げることによって安定的にうなぎ稚魚漁業を営めるようにしたいとの要望趣旨になります。なお、１５－１－３の操業区域については縮小される形になりますが、現在当該操業区域で操業されている漁業者の方の同意は得られている状況です。

議案書の２５ページから２７ページに要望書と同意意見を添付しておりますので、後ほどご確認下さい。

２１ページをご覧ください。次に、昨年度から進めてきました操業区域の変更手続きの経過についてご説明します。

昨年度、要望書が提出され、令和８年２月に内水面漁場管理委員会及び本委員会で操業区域の変更内容と変更スケジュールについてご説明しました。その後、令和８年漁期終了後の令和８年５月８日から６月７日までの約１か月間パブリックコメントを実施し、広く県民の方から操業区域の変更について意見を募りました。結果としては、操業区域の変更について、意見の提出はあり

ませんでした。令和8年7月29日に開催された内水面漁場管理委員会へ今回諮問しているものと同内容で制限措置及び申請期間の公示について諮問したところ、異議なしとの答申を得ています。本日の本委員会でも同様に異議なしとの答申をいただきましたら、令和8年11月頃に制限措置の公示を行いたいと考えています。

それでは、本件公示の制限措置の内容について、実際の公示案により説明します。22ページをご覧ください。まず、うなぎ稚魚漁業からです。昨年度の公示からの変更点は、年次の修正、操業区域の変更の2点となっており、その他の内容についての変更はございません。

うなぎ稚魚漁業につきましては、天然うなぎ資源の保護の観点から制限措置案が作成されており、操業区域以外は、基本的に昨年度と同様の内容となっていますので、代表して表の中段の「番号15-1-2」で概要を説明します。

左の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可すべき漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は文言で表記しているとおりでありますが、24ページに地図を掲載しています。22ページにお戻りください。例えば、15-1-2ですが「国東市から大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第3号及び内共第8号の共同漁業権の漁場区域を除く。」となっています。

次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としています。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の（１）及び（２）に該当する者。（１）内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であつてにほんうなぎの池入割当量を有する者。（２）大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和8年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可

を承継したときは、この限りでない。」としています。

なお、番号 15-1-1 から 15-1-4 までは養殖業者、15-2-1 が養殖業者への供給目的に採捕する内水面漁協、15-3-1 が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。一番右の欄の申請期間については、のちほどご説明します。

28 ページをご覧ください。棒受け網漁業です。備考の 4 に記載しております許可の有効期間のほかは、従来の制限措置と変更ございません。表の左から 3 番目の欄、「許可等をすべき漁業者の数」、左から 4 番目の欄の「船舶の総トン数」、左から 5 番目の欄の「推進機関の馬力数」はいずれも制限を設けないため「定めなし」としています。その右の「操業区域」は、「共同漁業権（申請者の住所地の地先共同漁業権に限る。）の漁場区域内。ただし、火光利用の禁止区域を除く。」としています。この操業区域の図については、次の 29 ページに図を掲載していますのでご覧ください。28 ページにお戻りいただき、「漁業時期」は「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」の周年です。漁業を営む者の資格は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者」です。一番右の欄の申請期間については、のちほどご説明します。

30 ページをご覧ください。刺し網漁業です。34 ページの備考の 4 に記載しております許可の有効期間のほか、2 点変更がございます。1 点目は、31 ページに示しております、制限措置番号 8-2-4、別府湾で操業するまながつお流し刺し網漁業の漁業を営む者の資格について但し書きを追記します。2 点目は、令和 8 年 7 月 31 日現在で許可を受けている人がいないばら囲刺し網漁業の制限措置について、今回更新対象者がいないことから、再度の公示を行わないというものです。詳細はのちほどご説明します。

制限措置番号 8-2-4 を除き、内容に変更はございませんので、変更のあった 8-2-4 のまながつお流し刺し網漁業を例に説明します。表の左から 3 番目の欄、「許可等をすべき漁業者の数」、左から 4 番目の欄の「船舶の総トン数」、左から 5 番目の欄の「推進機関の馬力数」はいずれも制限を設けないため「定めなし」としています。その右の「操業区域」は、別府湾内の操業区域となっており、文言で記載しますとこのとおりですが、操業

区域図を43ページに付けています。31ページにお戻りいただき、「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」の周年です。「漁業を営む者の資格」は、「杵築市（山香町及び大田を除く。）、速見郡日出町、別府市又は大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者。ただし、まながつお・すずき流し刺し網漁業（8-3-1）の許可を受けた者を除く。」としており、今回この但し書きを追記したものです。

この変更理由ですが、すぐ下の制限措置番号8-3-1、まながつお・すずき流し刺し網漁業の「漁業を営む者の資格」の欄をご覧ください。こちらでは従来から「ただし、まながつお流し刺し網漁業（8-2-4）の許可を受けた者を除く。」と記載しており、制限措置番号8-2-4のまながつお流し刺し網漁業の許可を受けている者は、制限措置番号8-3-1のまながつお・すずき流し刺し網漁業の許可を受ける資格はないことを明記しておりました。これは、同じ操業区域でまながつおを漁獲する二つの漁業許可を同時に取得すると、大分県漁業調整規則第9条第1項第2号に定める、「同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある」として、これを防ぐためのものです。一方で、これまでは制限措置番号8-2-4、まながつお流し刺し網漁業の許可では、この趣旨の記載がなく、解釈に疑義が生じる恐れがあったことから、同趣旨の規定を今回追記するものです。一番右の欄の申請期間については、次の項目でご説明します。

操業区域図については、35ページから57ページに掲載していますので、必要に応じてご覧ください。

次に、今回公示をしない制限措置についてです。58ページをご覧ください。国見町を除く国東市、日出町大字大神、別府市、保戸島を除く津久見市の漁業者が営むことができるぼら囲刺し網漁業です。いずれも令和8年7月31日現在許可を受けている者がいないことから、許可の更新のための公示をしないものです。こちらにも参考に操業区域図を59ページから62ページに掲載しています。

以上が、制限措置の内容についての説明です。

63ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業

調整規則第 11 条第 2 項に規定される原則の 1 ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。

今回、公示する制限措置のうち、うなぎ稚魚漁業、棒受け網漁業及びさわらを漁獲対象とするもの以外の刺し網漁業は許可する漁業者の数に上限を設けませんので、申請期間は周年としています。さわらを漁獲対象とする、さわら流し刺し網漁業は許可する漁業者の数に上限を設けていますので、1 ヶ月間の申請期間を設定し、申請期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 10 月 1 日までの 1 ヶ月間を予定しています。

「許可の有効期間」については、今回諮問する漁業のいずれも許可の有効期間の満了に伴う一斉更新のための公示であり、特段有効期間を短縮すべき事情がありませんので、大分県漁業調整規則に定める原則となる期間とします。うなぎ稚魚漁業については 1 年間、棒受け網漁業及び刺し網漁業については 5 年間となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間についての説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、第 3 号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議 長 ご意見もないようですので、第 3 号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第 3 号議案については原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

議 長 次に第 4 号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた勧告について」を審議いたします。その他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」と内容が関連しておりますの

で、一括して事務局から説明してください。

事務局長

議案書の 64 ページをご覧ください。

第 4 号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた勧告について」です。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な勧告を行う必要があるため、漁業法第 91 条第 3 項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

119 ページをご覧ください。その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等について」報告です。漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務付けられています。この報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。

この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。

65 ページが知事からの諮問文、120 ページが報告に係る鑑文です。

次に 66 ページをご覧ください。まず、1 の「法の規定」についてです。

漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられています。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおりです。

また、漁業法第 90 条第 2 項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2 の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしており、今回は令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の報告です。具体的な報告内容については、72 ページ以降の一覧表で簡単に説明します。

72 ページをご覧ください。これは、各地区の報告内容を一覧表にまとめたものです。表の構成を説明しますと左から「免許番号」「支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」で、最後

に再度「免許番号」を記載しています。

各項目でオレンジ色に着色された部分は後ほど説明いたします、勧告対象となっている漁業権を、緑色に着色された部分は前年度に指導又は勧告を行い、今年度はそれらの対象から外れた漁業権を意味します。

右から2番目の「適切かつ有効の判断」の欄は、漁協が自己評価を行った結果と漁獲量を踏まえて判断しています。共同漁業権における漁獲量については、漁獲量が0の漁業種類があっても、組合員行使権を有する地元の漁業者がおり、資源管理の取組を行っている等、漁業権全体として見たときに、漁場の管理の実態及び利用の可能性があれば、その漁業権は「適切かつ有効」と判断しています。

72ページから93ページまでは共同漁業権について、94ページから95ページまでは共同漁業権のうち、飼付・つきいそ漁業権について、96ページから103ページまでは区画漁業権について、104ページは定置漁業権についてとなっております。

各項目でオレンジ色と緑色に着色された部分は後ほど説明いたします。

その他の個々の内容に関する説明は省略しますが、お時間を少しとるので内容にお目通しください。

よろしいでしょうか。それでは説明に戻ります。67ページをご覧ください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導及び勧告の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。議案書中央の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

漁業権者からの漁獲実績だけでは把握できない項目もありますので、漁業権者が国のチェックシートに沿って自己評価した結果と合わせ、操業実態等が不明な場合には合わせてヒアリングを行っ

ています。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を免許権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができず、また、昨年度指導を行ったにもかかわらず、有効に使用されていない状態からの改善策が講じられていないので、昨年度行った指導に係る措置を講ずべきこと勧告したいと考えています。なお、さきほど申しました国のチェックシートは参考に 68 ページ及び 69 ページに添付しています。

最後に、勧告の内容について説明します。70 ページをご覧ください。「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた勧告について」です。

都道府県知事は、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」といった

「適切かつ有効」とは言えない状態にあると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。

また、指導した者が指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとされています。なお、下の※（こめじるし）にありますとおり、勧告に従わないときは、知事はその漁業権を取り消し、又は行使の停止を命ずることができることされており、今後勧告に従わず、有効な利用に向けた取り組みが確認できない場合は、取り消し又は行使の停止を命ずることを検討します。

これらの指導や勧告を行うにあたっては、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角をご覧ください。今回は、区画漁業権について操業実績が確認できず、かつ昨年度に行った指導に従っていないと認められるものがあつたため、「漁場を有効に活用し、漁業生産力の発展に向けた対策を講じること」とする勧告を予定しています。なお、今年度新たに区画漁業権について操業実績が確認できなくなったものはありませんので、指導の対象はありません。

次の 71 ページをご覧ください。今回指導・勧告の対象となる漁業権の一覧です。対象となる漁業権は全て区画漁業権で、オレ

ンジ色で示した３件で、指導が０件、勧告が３件です。いずれも、左から５番目の生産量が０となっており、またヒアリングにおいて操業を行えない合理的理由が確認できなかったものです。昨年度指導したにもかかわらず、有効な利用に向けた取り組みが確認できなかったものが、今回勧告の対象となっています。

また、昨年度指導又は勧告を行った漁業権で、今回指導又は勧告の対象としていないものは、緑色で示した漁業権で、９件ありますので、あわせて報告します。

区第２５１２号、区第２５１６号、区第２７０１号、区第２５６１号、区第３６３０号の５件は昨年度の勧告を受け、関係地区で議論した結果、利用する見込みがないとして今後漁業権放棄の方針で手続きを進めるということで確認したことから、さらなる勧告を行う必要が認められないため、今回は勧告の対象外となっています。

区第２７３０号は、今年度中に沈下式の養殖設備を４台設置する計画であることを確認しており、また区第３８３４号は昨年度の指導を受け行使者の誘致を行った結果カワハギで行使を希望しようとする組合員と調整を行っているところであり、いずれも指導、勧告に従って対策を行っていることと認められることから、今年度は指導・勧告の対象外とします。

区第３９３０号及び区第４６４０号は、令和７年中は有効に活用されていることが確認できたので、今年度は指導・勧告の対象外です。

なお、先ほどの一覧表の中には、こちらで示した漁業権以外にも漁獲量や生産量が０となっているものがあります。それらは、赤潮発生時の避難漁場である等合理的な理由のあるものです。個々の事情が分かるように記載しておりますので、別途ご確認ください。

以上で、第４号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた勧告について」とその他の「①漁業権に係る資源管理の状況等について」の説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第４号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議 長

他にご意見もないようですので、第４号議案については、県の

勧告について異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第４号議案については、県の勧告について異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第５号議案の「区画漁業権の免許について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長

それでは、議案書の１０５ページをご覧ください。第５号議案「区画漁業の免許について」です。

区画漁業権の免許をするに当たり、漁業法第７０条の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の１０６ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

次の１０７ページをご覧ください。「１．免許の手続について」です。免許の流れを図で示したものです。令和８年５月１３日に海区漁場計画の内容に関する諮問を受け、本委員会より「異議なし」とする旨の答申を出しました。その後、６月１６日付の大分県報にて海区漁場計画は告示され、県が免許の申請を受け付けたところです。

続いて、「２．今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第７０条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性を審査し、承認されれば、１０月１日付での免許がされる予定です。

次の１０８ページをご覧ください。今回の申請状況を表にまとめたものです。区画漁業権には、漁業協同組合が漁業権者となる団体漁業権と、個別の経営体が漁業権者となる個別漁業権があります。今回、海区漁場計画にて告示した全ての漁業権に対し申請がされました。件数は計６件で、全て大分県漁業協同組合からの

申請です。以上が申請の状況です。なお、今回告示した漁業権について、個別漁業権はありません。

次の109ページをご覧ください。「4. 免許を受けることができる者について」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これらのうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはなりません。

続いて、「免許についての適格性」について説明します。団体漁業権の場合、まず、「漁業権の関係地区をその地区内に含むこと」が必要です。次に、類似漁業権とそれ以外の漁業権とで適格性の考え方に違いがあります。類似漁業権とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できる漁業権であり、漁場の現況及び利用の状況、漁場の周辺における漁場の利用時の状況等を勘案することとされています。

類似漁業権の場合、「関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」、新規等、類似漁業権以外の場合は、「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」がそれぞれ免許についての適格性があると規定されています。これらを踏まえ、免許の適格性の確認に入ります。

次の110ページをご覧ください。こちらの資料は、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、支店、漁業種類、漁業の名称、手続、欠格要件、免許の適格性、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。今回は、6件の漁業権について、大分県漁業協同組合から申請がありました。

漁業協同組合が漁業権を取得しようとするときは、水産業協同組合法第50条の規定によりまして、「総組合員の半分以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要」です。表の中ほどの「手続」欄をご覧ください。大分県漁協の総会議事録により各区画の漁業権取得の議案の議決の状況を確認し、まとめたものです。いずれの区画についても、水協法第50条の規定による特別議決を経ていることを漁業管理課で確認していま

す。

続いて、欠格要件についての審査です。まず、申請内容について、今回の申請において、告示した海区漁場計画の内容と異なる内容での申請はありませんでした。次に、漁業権の不当な集中についてですが、ここでいう「不当な集中」かどうかは、他の申請者の状況や申請者の経営内容等を総合判断して決めるものとされます。団体漁業権は、漁業協同組合が免許を受けて各地区の漁業者がその権利を行使するものであり、申請が全てひとつの漁業協同組合であっても、「不当な集中」に該当しないと考えられます。欠格要件の最後、漁場の敷地に関するものですが、申請のあった漁業権について、他人の所有に属するとされる水面は確認されませんでした。よって、全て「該当なし」として斜線を引いております。以上より、欠格要件に該当する申請はありませんでした。

続いて、免許の適格性についての審査です。まず、関係地区について、大分県漁業協同組合は県内全ての沿岸地区をその地区に含んでいるため、要件を満たします。

今回免許申請のあった漁業権のうち、米水津地区の区第4334号のみが類似漁業権で、残りは類似漁業権以外のものとなります。区第4334号は養殖の規模を現在から変えることなく、現在使用していない場所を縮小するものですので、漁場利用形態が変わらないものとして類似漁業権としています。一方で、同様に区域の変更に当たる佐伯地区の区第3541号については、養殖規模拡大のために区域を拡張するものですので、漁場利用形態が変わるものとして、類似漁業権以外のものとしています。そのほかの新規設定の区画漁業権については、類似漁業権ではありません。

まず、類似漁業権において当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であることについてですが、市町村による居住確認を行った結果、要件を満たしておりました。確認した世帯数を表中に記載しています。

また、類似漁業権に該当しない漁場5件についても同様の確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしておりました。以上のことから、団体漁業権についての申請者である大分県漁業協同組合は免許についての適格性ありといえます。なお、競願はありませんでしたので、優劣を決める審査はありません。以

上が団体漁業権に関する適格性の審査です。なお、個別漁業権の場合適格性の要件が変わりますが、今回該当はありませんので、説明を省略します。

以上のとおり、今回申請のあった大分県漁業協同組合に対して免許をすることは妥当であり、この委員会で特段意見が出ない場合には、令和8年10月1日付で各申請者に免許することとなります。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第5号議案については、申請者に対して免許することに異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第6号議案の「周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長 議案書の111ページをご覧ください。

「周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書」の次期更新・調印にあたり、確認書本文の修正が行われることになったため、内容を変更した確認書で更新、調印することについてご審議いただくものです。

112ページをご覧ください。確認書の更新の概要になります。

「1. 確認書の目的」ですが、山口県、愛媛県、福岡県、大分県及び関係海区漁業調整委員会は、伊予灘・周防灘におけるシリヤケイカ資源を共通の資源と認識し、それを永続的に利用するため、瀬戸内海漁業調整事務所立会いのもと、昭和54年から、シリヤケイカを採捕する漁業種類の取扱いに関する確認書を締結して

います。「２．確認書の主な内容」ですが、確認書ではシリヤケイカを採捕する漁業種類や操業区域、操業期間、使用する漁具などを取り決めています。

「３．主な変更内容」ですが、①に記載のとおり、確認書の５番に記載している、小型機船底びき網手繰第２種いかこぎ漁業に使用するビームの長さを「18メートル未満」から「18メートル以下」に変更するものです。

これは、ビームの長さの記載が、確認書では「18m未満」、各県の許可の条件等では「18m以下」となっており、確認書と許可条件等が一致していない状況にあるため、確認書の記載を「18m以下」に統一修正するものです。

②に記載のとおり、その他の変更点は字句の修正や日付の更新、調印者の氏名等、軽微な変更となります。

「４．締結日」についてですが、確認書の有効期限は２年間で、確認書の改廃について申出がない場合は、さらに２年間自動的に延長される取り決めになっており、直近では、令和６年１０月３１日に更新しております。

締結日は、今回の変更により、令和８年１０月３１日を予定としております。

これまで、確認書に記載されている内容につきましては、小型機船底びき網漁業手繰第２種こぎ網漁業などの許可の条件に入れているため、確認書の更新時には、事務局が会長に説明のうえ、更新、調印しておりましたが、今回、確認書本文の内容が変更されるため、ご審議いただくものになります。

１１３ページをご覧ください。更新予定の確認書案になります。赤字で示した部分が変更箇所になります。

１１６ページをご覧ください。新旧対照表になります。現行の確認書との変更点は、アンダーラインで示している箇所になります。

以上、関係機関で文言調整した確認書案で更新、調印することについてご審議願います。

なお、今後、本確認書の更新時に、本文の内容が変更されない場合は、従来どおり事務局が会長に説明のうえ、更新、調印することも併せてご承認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長	事務局から説明がありましたが、第 6 号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。
議 長	他にご意見もないようですので、第 6 号議案については、原案のとおり更新、調印することすることで、ご異議はありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第 6 号議案については、原案のとおり更新、調印することといたします。
	これで議案については全て終了しました。 次にその他の報告事項ですが、①については、先ほど第 4 号議案の中で説明しましたので、②の「令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への要望事項について」事務局から報告して下さい。
事務局長	議案書の 1 2 1 ページをご覧ください。令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）から 2 3 日（金）にかけて鹿児島県で開催予定の令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において要望を行うものです。 事務局で検討した結果、要望を 1 件提出したいと考えております。 要望事項は、昨年度に引き続き、「海区漁業調整委員会委員の資質向上について」です。 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められます。 令和 2 年の漁業法改正に伴い海区漁業調整委員会への諮問事項は増加しており、委員の役割はさらに重要となっています。 事務局職員については、全国の担当者向けの研修会が開催されている一方で、全国海区漁業調整委員会連合会では、これまでも国に対して委員の資質向上を目的とした研修会の開催を要望しているところですが、実現には至っておりません。 そこで、議案書に記載のとおり、「海区漁業調整委員の資質向

上を図るため研修機会を設けるとともに、情報提供や指導・助言など必要な支援等を行うこと」を要望したいと考えています。

なお、6月11日に開催した第10回委員会において、令和9年度から全国海区漁業調整委員会連合会の要望書のとりまとめ方法が変わることをご報告しておりました。

具体的には122ページの令和9年度要望「たたき台」をご覧ください。こちらの資料を基に各海区で要望内容を検討するように全国海区漁業調整委員会連合会の事務局からは指示を受けているところです。

124ページをご覧ください。先ほどご説明した当海区からの要望についてですが、「I海区漁業調整委員会制度について」のうち、「2海区漁業調整委員会の資質向上について」の中に含まれていますので、九州ブロック会議でも反映されるように要望したいと考えています。

また、本日こちらの資料をお持ち帰りいただき、令和9年度要望「たたき台」の全ての内容について、表現の変更や、加筆、削除などをすべき項目があれば9月末をめどに事務局までご連絡ください。

いただいたご意見について、事務局で整理し、阿部会長と調整のうえ、九州ブロック会議で提案したいと思います。

141ページをご覧ください。こちらは、令和8年7月2日に行われた全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動の結果をふまえた整理資料です。表の左側が令和8年度要望内容、一番右側が国からの回答となっています。真ん中の令和9年度要望における修正案が令和9年度要望「たたき台」に集約されていますので、内容を確認する際の参考にしてください。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長

次に、③の「令和8年度連合海区漁業調整委員会の開催状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長

議案書の175ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。

次の１７６ページをご覧ください。

周防灘三県連合海区は８月２４日（月）に山口県下関漁港ビルで開催されました。当海区からは４名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、周防灘における小型機船底びき網手繰り第三種漁業の操業始期についての議案が問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が９月１１日（金）にWEB会議形式で開催される予定です。当海区からは４名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年通り委員会指示の発出等の議案について審議していただくことになっております。

次に、豊予連合海区が９月４日（金）に愛媛県八幡浜商工会館で開催される予定です。当海区からは６名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年どおりまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

最後に、隔年で開催しております大分・宮崎連合海区漁業調整委員会ですが、今年度は開催されない予定です。
以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

阿部会長お疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は１２月頃を予定しています。日程については後日ご連絡させていただきます。

皆様本日は誠にお疲れさまでした。

以上、第２３期大分海区漁業調整委員会第１１回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和８年８月２５日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員